

別表第1(第3条関係)

特定空家等判定基準調査票

評定区分	評定項目	評定内容	判定
1 建築物の傾斜、老朽化の状態	①建築物の傾斜	基礎・柱 基礎に不動沈下がある 柱に1/20超の傾斜が認められる。(二階のみの傾斜も同様)	<input type="checkbox"/> 該当
	②建築物の基礎・土台・柱及びはり・筋かいなどの状況	構造耐力上主要な部分の接合・損傷等等 基礎が破損又は変形している。 土台が腐食又は破損している。 基礎と土台に大きなずれが生じている。	<input type="checkbox"/> 該当
		柱、はり、筋かいが腐食、破損または変形している。 柱とはりにずれが発生している。	<input type="checkbox"/> 該当
	③外壁等の状況	壁体を貫通する穴が生じている。 外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	<input type="checkbox"/> 該当
		屋根が変形している。 屋根ふき材が剥落している。 軒の裏板、垂木などが腐朽している。 軒がたれ下がっている。 雨樋がたれ下がっている。	<input type="checkbox"/> 該当
	④屋根の状況(屋根材、軒、ひさし等の劣化・損傷等) 脱落、飛散等するおそれ(屋根ふき材、ひさし、軒、外壁、看板、給湯設備、屋上水槽、屋外階段、バルコニー等)	看板の仕上材料が剥落している。 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 看板、給湯設備、屋上水槽等が剥離、破損又は脱落している。 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	<input type="checkbox"/> 該当
		屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 屋外階段又はバルコニーが傾斜している。	<input type="checkbox"/> 該当
	⑤門または塀の状況	門、塀に多数のひび割れ、破損が生じている。 門、塀が傾斜している。	<input type="checkbox"/> 該当
2 基礎・地盤の状態	①基礎・地盤・構造等環境条件(湧水の状況、排水施設の状況)	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> 該当
	②擁壁・ブロック積みなどの構造物の状況	擁壁表面に水しぶきがしみ出し、流出している。 水抜き穴の詰まりが生じている。 ひび割れが発生している。	<input type="checkbox"/> 該当
3 安全・衛生・環境への影響	①建築物等の管理状況	汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。 半数以上の窓ガラスが割れたまま放置されている。 看板が本来の用をなさない程度まで破損等したまま放置されている。 立木等が建築物の全面を覆う程度(80%)まで繁茂している。	<input type="checkbox"/> 該当
	②防火・防犯上の問題点	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	<input type="checkbox"/> 該当
	③隣接する施設・道路への影響	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。 周辺の道路、家屋の敷地などに土砂等が大量に流出している。	<input type="checkbox"/> 該当
	④ごみ等の放置、不法投棄(臭気、動物・害虫の発生)の状況	ごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている。 敷地境界で強い臭気がある。 多数のねずみ、はえ、蚊等の発生が確認できる。	<input type="checkbox"/> 該当

※評定区分及び評定項目は「江府町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則」第9条により設定

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭